

茨木市青少年野外活動センター事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市青少年野外活動センター事業（以下「センター事業」という。）を実施することにより、青少年が豊かな自然と親しみながら規律ある集団生活をとおり、「協力・友愛・奉仕」の心と明日への夢と希望をはぐくむとともに、たくましい実践力を培い、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(事業の種類)

第2 センター事業は、次のとおりとする。

- (1) 自然体験キャンプ
- (2) リーダー養成キャンプ

(事業内容)

第3 センター事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 自然体験キャンプ 自然体験を通して、仲間づくりや自然とのふれあい方を学び、豊かな心を育てる。
- (2) リーダー養成キャンプ 野外でのグループ活動や生活体験を通して、「生きる力」を育むことでリーダーの資質を身につける。

(経費)

第4 センター事業参加に要する実費は、参加者の負担とする。

2 既納の参加費は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を返還する。

- (1) キャンプ当日の前5日までに取り消した場合は、半額を返金する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、参加費納入日がキャンプ当日の9日前までの場合であって、納入日より起算して5日以内に取り消した場合は、全額を返金する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 平成26年度に実施するトムソーヤキャンプについての第4第1項の規定の適用については、同項中「小学4年生」とあるのを「小学4年生及び5年生」とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。